

「ミツウロコでんき安心サポート」利用規約

第1条（目的）

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（以下「当社」といいます。）および株式会社ミツウロコヴェッセルが提供する「ミツウロコでんき安心サポート」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して定めるものです。

第2条（内容）

1. 当社は、第4条に定める会員に対し、本サービスを提供します。
2. 当社は、本サービスの提供を東京電力パワーグリッド株式会社および東京電力パワーグリッド株式会社が業務委託している事業者（以下「委託会社」といいます。）に委託します。
3. 当社は、第4条に定める会員に対し、有益と判断したサービスを当社または当社が委託または斡旋した第三者が提供できるものとしします。

第3条（用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりとします。

- (1) 「需要場所」とは、電気の契約の単位であり、原則として、1つの建物（例えば、一戸建住宅やマンションの1戸などをいいます）に対して1つの契約を結びます。
- (2) 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける需要場所のことをいいます。

第4条（会員資格）

1. 会員資格を有する者は、原則として、以下の供給区域において、当社が定める別紙記載の料金メニューを適用している方とします。
 - a. 東京エリア
栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
 - b. 中部エリア
愛知県、岐阜県（一部を除く）、三重県（一部を除く）、静岡県（富士川以西）、長野県
 - c. 関西エリア
京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県（一部を除く）、奈良県、和歌山県、福井県（三方郡美浜町以西）、三重県の一部、岐阜県の一部
2. サービス対象物件は、別紙に定めるプランと同一の場所とします。
3. サービス対象設備は、会員が本サービスの提供を受ける需要場所で使用される低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルト）の電気機器および電気配線とします。
4. 会員は、当社との契約を解除した時点で、理由の如何を問わず会員資格を喪失するものとしします。

第5条（利用期間、利用料金）

毎月15日を基準日とし、基準日時点で、資格を有している会員は、基準日を含む月の翌月の1ヶ月の間、サービスを無料でご利用いただけるものとしします。

第6条（サービス内容）

1. 会員は、本規約および当社ホームページ等に記載された内容に従って、お客さま電気設備トラブルに起因する停電が生じたとき、委託会社が24時間365日受付するサービス対応窓口へ電話連絡することで、次号に掲げる出張サービスを受けることができます（電話口のトラブル解決に関するご案内で解決する場合を除きます）。
 - (1) 目視および測定器等による点検
 - (2) 停電発生原因の調査
 - (3) 応急処置（異常のない電気設備への送電等）
 - (4) 電気工事店紹介
2. 以下の場合には本サービスの対象外といたします。
 - (1) 60分を超える作業を要する場合の作業。
 - (2) 部品交換が発生する場合の交換部品代および作業。
 - (3) 不具合箇所の部品交換・本体交換・器具設置による処置が必要な場合に、当該部品交換・本体交換・器具設置をせずに同一箇所で不具合が発生した場合の2回目以降の作業。
 - (4) その他多額の費用を要する、技術的に容易ではない等の作業。
 - (5) 台風等の異常気象、地震等の天災地変、暴動等の非常事態の場合等本サービスを提供することが困難または危険が伴うことが予測される場合の作業。
 - (6) その他当社または委託会社が不適切であると判断する作業。
3. 会員は、本サービスが現場への出勤時間を保証するものではなく、天候・交通状況・作業員の作業状況等により現場へ出勤することに時間を要する場合があることに予め承諾することとします。

第7条（利用方法）

1. 会員は、本規約および付属する規定（以下「利用規約等」といいます。）に従い、自らの責任と負担により本サービスを利用するものとします。
2. 当社および委託会社は、当社・委託会社に帰責事由があった場合を除き、前項の利用規約等にかかわるトラブル等については一切責任を負わないものとします。会員は、当該トラブル等を自己の負担と責任でその紛争の一切を解決するものとします。
3. 本サービスにおいて、賃貸物件等の当該物件の所有者以外の入居者が会員である場合、設備改修等の作業が必要なケースについては、所有者の承諾の上での対応となります。尚、所有者への了解は会員が得るものとします。

第8条（サービスの中断または中止）

1. 本サービスに関して、天候・交通状況・作業員の作業状況等の理由により、一時的に中断または中止することがあります。
2. 第6条2項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
3. 当社および委託会社は、故意または重大な過失がない限り、作業に関して、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

第9条（会員の義務）

会員は、次の義務を負います。会員は、本サービスを利用する場合、会員と同等の義務を負うことを利

用者に承諾させるものとします。

1. 利用規約等により提示された事項を遵守すること。
2. 本サービスを利用資格のない第三者に提供しないこと。
3. 本サービスを営業行為等、他の目的に使用しないこと。
4. 本サービスの利用特権を第三者に譲渡、貸与、売却ならびにこれらに準ずる行為を行わないこと。
5. 本サービスの秩序を乱す行為をしないこと。
6. 法令に反し、または違反のおそれのある行為あるいは、本サービスの円滑な運営に支障をきたすような行為をしないこと。

第 10 条（利用規約等の変更）

当社は、本サービスの運営上必要と判断した場合、会員の了承を得ることなく、利用規約等を変更することがあります。この場合、変更された利用規約等は、本サービスのホームページ上でご確認いただけます。

第 11 条（損害賠償）

会員が利用規約等に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社および委託会社に損害を与えた場合、当社および委託会社は会員および利用者に対して当該損害の賠償請求を行うことができるものとします。

第 12 条（免責事項）

1. 本規約およびホームページ等に掲載された利用方法の違反等、会員の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、当社および委託会社は、その責めを免れるものとします。
2. 本サービスの利用の際に過失等、本サービスの提供を行う当社および委託会社以外の者の責めに帰すべき事由により生じた損害、会員の本サービスの利用の際に生じた第三者とのトラブル等については、当社および委託会社はその責めを免れるものとします。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これに準じるもの（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
 - (2) 会員が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 会員が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関

係を有すること。

- (6) 会員が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一つでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第 14 条（個人情報取り扱い）

1. 本サービスにおける個人情報の収集は、本サービスの充実ならびに円滑な提供・運営、当社との契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、当社のサービス改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で行うものとします。
2. 当社は、会員の個人情報を次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供しないものとします。
 - (1) 会員の同意がある場合
 - (2) 業務委託先に業務の遂行上必要な範囲内で提供する場合
 - (3) その他、法律にもとづき提供が義務づけられるなど正当な理由がある場合

第 15 条（準拠法および管轄裁判所）

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約または本サービスに関連して、会員と当社の間で紛争が生じた場合は、第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所または東京簡易裁判所とします。

以 上

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
株式会社ミツウロコヴェッセル

別紙

- ・東京電力管内 ミツウロコでんき 従量電灯 B
- ・東京電力管内 ミツウロコでんき シングル応援プラン従量電灯 B
- ・東京電力管内 ミツウロコでんき 従量電灯 C
- ・東京電力管内 ミツウロコでんき シングル応援プラン従量電灯 C
- ・東京電力管内 ミツウロコでんき 低圧電力
- ・東京電力管内 ミツウロコでんき とくとくナイトプラン

- ・中部電力管内 ミツウロコでんき 従量電灯 B
- ・中部電力管内 ミツウロコでんき シングル応援プラン従量電灯 B
- ・中部電力管内 ミツウロコでんき 従量電灯 C
- ・中部電力管内 ミツウロコでんき シングル応援プラン従量電灯 C
- ・中部電力管内 ミツウロコでんき 低圧電力
- ・中部電力管内 ミツウロコでんき とくとくナイトプラン

- ・関西電力管内 ミツウロコでんき 従量電灯 A
- ・関西電力管内 ミツウロコでんき シングル応援プラン従量電灯 A
- ・関西電力管内 ミツウロコでんき 従量電灯 B
- ・関西電力管内 ミツウロコでんき シングル応援プラン従量電灯 B
- ・関西電力管内 ミツウロコでんき 低圧電力
- ・関西電力管内 ミツウロコでんき とくとくナイトプラン